

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（1件）

- ・スピード違反 30km/h以上40km/h未満 1件

その他（2件）

- ・自動車運転免許失効中に公用車を運転したもの 1件
- ・通勤手当を不適正に受給し懲戒処分を受けたもの 1件（5人）

2 公益通報

受付件数 0件

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 旭川市公正職務審査会

開催回数 1回

会議内容 旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について ほか